

供給条件事項説明書（みんなのでんきB・みんなのでんきC・みんなのでんき動力プラン）

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款等をご確認下さい。

1、使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

2、契約電流・契約容量・契約電力

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力にのっとり、プランの設定を行います。託送契約は実量制を採用しており、当社の託送料金の負担はお客様の過去1年間の最大需要電力をベースとします。（沖縄電力管内の従量電灯を除きます。）

3、供給電圧および周波数

(1) 供給電圧は、みんなのでんきBw、及びCwの場合、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。動力wプランの場合、交流3相3線式標準電圧200ボルトです。

(2) 周波数は原則として標準周波数50ヘルツ(北海道電力管内・東北電力管内※一部地域は60ヘルツ・東京電力管内)もしくは標準周波数60ヘルツ(中部電力管内※一部地域は50ヘルツ・北陸電力管内・関西電力管内・中国電力管内・四国電力管内・九州電力管内・沖縄電力管内)です。

4、電気料金

料金は、みんなのでんきB、およびCの場合、最低月額料金と従量料金とのうちどちらか大きい額に再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を加えたものとします。動力プランの場合、基本料金と従量料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を加えたものとします。なお、燃料費等調整額は、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。

電力エリア	最低月額料金 (税込)	従量料金単価 (税込)			
	みんなのでんき B、C	みんなのでんきB	みんなのでんきC	みんなのでんきB	みんなのでんきC
				2022年12月31日まで (2023年1月検針分まで適用)	
北海道電力管内	1キロワット 時につき 契約電流10アン ペア、1キロボ ルトアンペアま たは1契約につ き0.00円	29.45円	31.45円	31.95円	33.45円
東北電力管内		26.35円	27.45円	27.95円	28.75円
東京電力管内				28.75円	29.35円
中部電力管内		21.70円	22.35円	28.45円	29.15円
北陸電力管内				25.90円	25.90円
関西電力管内		22.35円	23.45円	25.45円	25.95円
四国電力管内		24.35円	25.35円	26.85円	27.45円
中国電力管内		24.35円	25.35円	26.45円	26.95円
九州電力管内		23.35円	24.35円	25.35円	26.35円
沖縄電力管内		-	-	28.45円	-

(申し込み状況に応じて申し込み期間を定める場合があります。)

電力エリア	基本料金単価(税込)		従量料金単価(税込)				
	みんなのでんき 動力プラン		1キロワット 時につき	夏季	その他季	夏季	その他季
				2022年12月31日まで (2023年1月検針分まで適用)		2023年1月1日から (2023年2月検針分から適用)	
北海道電力管内	1キロワット 時につき	690.00円	23.35円	23.35円	24.45円	24.45円	
東北電力管内		690.00円	24.35円	22.35円	25.45円	23.45円	
東京電力管内		890.00円	19.75円	17.75円	20.95円	18.95円	
中部電力管内		690.00円	22.35円	20.25円	23.45円	21.45円	
北陸電力管内		690.00円	17.30円	15.50円	20.20円	18.50円	
関西電力管内		690.00円	17.25円	15.15円	19.95円	17.95円	
四国電力管内		690.00円	19.25円	17.25円	21.45円	19.45円	
中国電力管内		690.00円	19.25円	17.25円	20.95円	18.95円	
九州電力管内		690.00円	19.75円	17.75円	20.95円	18.95円	
沖縄電力管内		890.00円	-	-	23.45円	21.45円	

5、工事費等

(1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

(2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

6、計量・料金算定について

(1) 使用電力量は、計器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。

(2) 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。

(3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまへお知らせいたします。

7、お支払い方法

(1) 毎月の電気料金については口座引落、お振込(振込手数料はお客さま負担)、クレジットカード、コンビニ支払い、又はQRコード決済にてお支払いいただきます。

8、お客さまのご協力

(1) 需要場所への立ち入りによる業務の実施

供給契約の遂行上、供給場所への立ち入りが必要と認める場合、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

(2) 施設場所の提供

一般送配電事業者が、お客さまへ電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

(3) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

9、契約期間

契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

10、お客さまからの申し出により契約の変更・解除

(1) 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。

(2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。

(3) 引越し等に理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて10日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を10日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電気料金はお客様負担となる場合がございます。

ございます。

(4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の清算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

(5) お客さまが訪問販売または電話勧誘販売により契約の申込をし、または契約を締結された場合、別途送付する「契約内容の重要なお知らせ」を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面にて無条件で申込の撤回または契約の解除を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。クーリング・オフを行う場合、お客さまは損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日を含めて、8日を経過するまでは、書面によるクーリング・オフを行うことができます。クーリング・オフを行う場合は、必要事項をご記載のうえ下記連絡先まで書面にてご郵送にて通知下さい。

名称：株式会社大同ゼネラルサービス

住所：石川県加賀市熊坂町二37番地1

1 1、当社からの申し出による契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。ただし、(7) または (8) に該当する場合には通知を行うことなく即時に解約することといたします。

(1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合。

(2) お客さまがその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合。

(3) 支払期日を15日経過してもお客さまが料金を支払わない場合。

(4) 支払期日を15日経過してもお客さまが他の電気供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払わない場合。

(5) お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合。

(6) お客さまが、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合。

(7) 電気供給契約の申込み内容に電気供給契約を継続しがたい重大な誤り等があった場合。

(8) お客さまがその他電気供給約款に違反した場合。

12、その他

(1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。

(2) 本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。